公益社団法人ふじのくに地域・大学コンソーシアム理事長　様

私は、公益社団法人ふじのくに地域・大学コンソーシアム（以下「コンソーシアム」という。）が実施する「ふじのくに留学応援奨学金」（以下「本事業」という。）の派遣留学生に採択されたことを受け、次の事項を将来にわたって遵守することをここに誓約します。

１　派遣留学生としての責任の自覚と規則の遵守

派遣留学生としての誇りと責任をもって本事業に積極的に取り組み、派遣留学生としてふさわしい言動をとることを誓約します。国内外を問わず、コンソーシアム並びに本事業の支援企業等の名誉、信用その他の社会的評価を害し、悪影響を与えるような行為をしません。また、本事業に関してコンソーシアムが定める各種の規則等（今後定めるものも含む。）を遵守します。

２　本事業への参加義務

　コンソーシアムが実施する事前オリエンテーション等のほか、留学計画の実施、毎月の活動報告、帰国後の事後報告会等の実施、留学状況報告書の提出、その他本事業の運営協力に関する活動等、本事業で派遣留学生に義務付けられる全ての活動に参加します。また、本事業の活動を活性化するために企画・運営される各種活動（イベント、調査、留学中の学生支援活動、卒業後の進路報告等）にも、最善の努力をもって取り組みます。

３　情報の取扱い

コンソーシアムに提出した個人情報、留学計画の内容、並びに各種投稿等の情報は、本事業の支援企業等に共有されることがあることを確認し、同意します。当該情報は、本事業における各種活動の管理、奨学金の支給管理、その他の運営業務管理等の目的に利用されることを確認し、同意します。また、本事業の活動の活性化を目的として当該情報を学生募集、広報、選考、研修等の際に活用する（※）ことに同意します。

※この場合、本人の同意がある場合を除き、コンソーシアムは本人が特定できない形に当該情報を加工･修正します。

４　秘密保持

本事業への参加を通じて知ったコンソーシアム及び本事業の支援企業等の秘密情報、関係者等の秘密情報並びに個人情報、その他の秘密を守り、他に漏らさず、不正な使用・開示をしません。

５　コンソーシアムへの届出

やむを得ない事由により本事業からの途中での辞退や留学計画の変更を希望する場合、当該の事由が判明した時点で速やかに在籍大学等を通じてコンソーシアムに届け出ます。また、本事業への参加、本事業の運営等に影響を与える可能性のある事象、問題等が発生した場合も、当該の事象、問題等が発生した時点で速やかに在籍大学等を通じてコンソーシアムに届け出ます。

６　安全管理

コンソーシアムが留学先の国・地域の状況から安全な留学の実施又は継続が困難と認め、留学先又は留学期間の変更を求めた場合には、コンソーシアムの判断に従うことを了承します。

７　採用決定の取消し又は支援の打切り等

本誓約書に記載された事項に違反した場合、募集要項に掲げる支援の条件及び派遣留学生の要件を満たさなくなった場合、留学先機関において懲戒処分を受けるなど派遣の中止が適当であると認められた場合、採択された留学計画内容に大幅な変更があり、再審査の結果、不承認と判定された場合、自己都合により途中で辞退する場合、応募内容に悪質な虚偽があると認められた場合、学業不振・素行不良等が極めて顕著で本事業による支援を受けるにふさわしくないとコンソーシアムが判断した場合は、派遣留学生の採用決定の取消し又は支援の打切り、奨学金の支給停止を受けることがあることを確認し、またコンソーシアムより請求がなされた場合には受給済みの奨学金の全部又は一部を返納することに同意します。またこうした措置がとられた場合にも、一切の不服の申し立てはせず、こうした措置の結果として生じたいかなる損害・損失についても、コンソーシアムに賠償や弁済等を請求することはありません。

８　権利関係

本事業はコンソーシアム及び静岡県が協働して実施するものであり、本誓約書に記載された事項について静岡県がコンソーシアムと同等の権利を有することを確認し、同意します。

上記の誓約を確認するため、以下に署名捺印します。

未成年者の場合、親権者による本誓約書への同意が必要です。

令和 年 月 日

在籍大学等名

本人住所

本人氏名 印

電話番号

 携帯電話番号

E-mail

上記未成年学生が留学するにあたり、上記誓約内容を了承した上で、親権者として留学を承諾します。

親権者氏名 印

（留意事項）

* コンソーシアムは、本誓約書を提出しない者について、派遣留学生として採用しません。
* 派遣留学生が誓約書に反したとコンソーシアムが判断した場合は、当該派遣留学生の実名、在籍校名等を公表することがあります。
* 派遣期間中の疾病、災害等に係る補償については、十分な補償内容の保険に加入する等、各自の責任において必ず処理してください。
* 渡航後は、日本大使館や総領事館に在留届を提出してください（海外に３か月以上滞在する際には在留届の提出が義務付けられています）。